

■ 土木工事共通特記仕様書の一部改定の概要 (令和5年1月1日以降適用)

1. 建設業法施行令改正に伴う対応

建設業法施行令第2条の改正により、監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負金額が引き上げられたことにより改定するもの。また、建設業法施行令第27条の改正により主任（監理）技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負金額が引き上げられたことに伴い改定するもの。